

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第8号
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄